

公告 第693号

組合規程の新設並びに廃止について

令和4年2月25日付SCSK健発第900号をもって以下の規程を新設すること、並びに同日付SCSK健発第901号をもって以下の規程を廃止することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和4年3月3日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■新設する規程

- ・禁煙支援プログラム実施規程

■廃止する規程

- ・禁煙治療費用補助金支給規程

以上

SCSK健康保険組合 禁煙支援プログラム実施規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程はSCSK健康保険組合(以下「当組合」という)の被保険者および被扶養者の禁煙の取組みを支援し、かつ奨励することで疾病予防ならびに健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 支援の方法は、禁煙外来の治療費用補助金支給または委託業者による禁煙支援プログラムの実施とし、対象者あたり年度内にいずれか1回とする。

(対象者)

第2条 当組合に加入する20歳以上の被保険者および被扶養者を対象とする。

第2章 禁煙治療費用補助金支給

(支給要件)

第3条 次の各号すべてに該当した場合に禁煙治療費用補助金(以下「補助金」という)を支給するものとする。

- ① 日本国内の医療機関において健康保険を適用して禁煙外来を受診すること。
- ② 禁煙外来による禁煙治療を終了し、医師から交付された「禁煙治療終了証明書」をもって禁煙に成功したと当組合が認定すること。

(支給額)

第4条 補助金の額は、保険適用による禁煙外来治療終了までに要する費用の自己負担相当額とする。

2 前項により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(支給申請手続)

第5条 補助金の支給を受けようとする者は、禁煙外来治療終了後、原則として2カ月以内に次の申請書類を当組合に提出しなければならない。

- ①「禁煙治療費用補助金請求書」
- ② 禁煙治療および処方薬の「領収書」および「診療明細書」の原本
- ③「禁煙外来治療終了証明書」

(不支給対象)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の支給は行わないものとする。

- ① 禁煙治療を途中で中断した場合
- ② 対象者が購入した禁煙補助剤(禁煙用パイプ、ニコチンパッチ、ニコチンガムなど)にかかる費用
- ③ オンライン診療での受診の場合

第3章 禁煙支援プログラムの実施

(実施内容)

第7条 禁煙支援プログラムは外部業者に委託し、委託先のプログラムに準じて実施するものとする。

2 プログラムの実施を委託する外部業者は毎年度見直しを行うものとする。

(費用負担)

第8条 プログラムの実施にかかる費用は全額当組合負担とする。

第4章 その他

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会で定める。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。